別記様式第三（第２条第１項関係）（表面）（令３内官令１・全改）

【文書番号：　　】

年　　月　　日

退職手当支払差止処分書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法第13条第１項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、　(2)　に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　(3)　を被告として（被告を代表する者は　(4)　）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）　　年　　月　　日	（勤続期間） 年　　月	
（退職年月日）　　年　　月　　日		